

人材紹介契約書

●●●●（以下「委託者」という。）と株式会社ジョブクロス（以下「受託者」という。）とは、委託者の依頼に基づき受託者が行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託事項）

委託者は受託者に対し、委託者の人材採用のための人材紹介業務（以下「本業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

第2条（受託者の業務内容）

1. 受託者は委託者の依頼に基づき、依頼内容を的確に把握した上で、委託者に対し、受託者が適切と判断した候補者を紹介する。
2. 受託者は委託者に対し、採用選考の支援等、委託者の人事関連業務に関して必要なアドバイスを行う。

第3条（委託者による依頼）

1. 委託者は受託者に対し、前条第1項の依頼に際して、職業安定法（以下「職安法」という。）第5条の3第2項に従い、書面、電子メールその他同法所定の方法（以下「書面交付等の方法」という。）により、同項の定める労働条件その他希望する求人の条件（以下これらを「求人条件」という。）を明示する。
2. 委託者は前条第1項の依頼に際して、虚偽又は誇大な条件、法令に違反する条件及び通常の求人条件と比して著しく不適当な条件を含む求人条件を明示してはならない。
3. 委託者が受託者に対して、前条第1項の依頼をした後、第1項により明示した求人条件の内容に変更、特定、削除、追加（以下これらを「変更等」という。）が生じた場合、委託者は、速やかに書面交付等の方法により変更等の内容を受託者に通知する。
4. 前項にかかわらず、第1項により明示した求人条件の内容に変更等が生じた時期が、委託者が候補者と面接等の接触をした後であった場合、委託者は職安法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面交付又は電磁的記録媒体等の方法により、受託者を通じて候補者に明示する。
5. 前二項により、委託者が受託者に対して変更等の通知をした場合は、委託者は当該紹介が終了する日まで、通知をした書面や電磁的記録媒体等の控えを保存する。

第4条（候補者その他の求職者への情報提供）

1. 受託者は、候補者その他の求職者（以下「候補者等」という。）に対し、求人条件、委託者及び受託者の情報（受託者の事業の実績に関する情報を含む。）その他求人等に関

する情報（以下「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2. 受託者は、候補者等に対し求人等に関する情報を提供するに当たって、当該情報を正確かつ最新の情報に保つため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 委託者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なくこれに応じること。
 - (2) 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、委託者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。
 - (3) 委託者又は候補者等に対し、定期的に求人等に関する情報又は候補者等に関する情報が最新かどうか確認すること。
 - (4) 求人等に関する情報又は候補者等に関する情報の時点を明らかにすること。

第5条（委託者による内定）

1. 委託者は、受託者に紹介された候補者を選考し、選考結果としての採用の可否を、受託者に対し、書面交付や電磁的記録媒体等の方法により速やかに通知する。
2. 委託者は、受託者の紹介した候補者の内定を取り消す場合は、内定取消しが受託者の責に帰すべき事由による場合を除き、委託者の責任において当該候補者との間に発生する紛争を処理する。

第6条（人材紹介料の発生）

1. 委託者は、受託者が紹介した候補者を採用することを決定し、当該候補者が入社（就労開始）に至った場合、人材紹介料として理論年収の35%を受託者に支払う。
2. 理論年収とは、月額給与及び諸手当（通勤手当、及び時間外手当等の変動費を除く。）の12か月分並びに予定された賞与1年分の合計額をいう。また、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。
3. 第1項の人材紹介料は、受託者が候補者を紹介した後1年以内に、委託者が受託者を介することなく当該候補者と接触し、当該候補者が委託者又は委託者の関係会社に入社した場合にも発生する。ただし、受託者による当該候補者の紹介以前に、委託者が第三者から当該候補者の紹介を受けていた場合、又は当該候補者から応募の意思表示を受けていた場合は、この限りではない。

第7条（支払方法・期限）

委託者は、前条第1項の人材紹介料を、当該候補者の入社日が属する月の翌月20日までに、受託者の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は委託者の負担とする。

第8条（人材紹介料の返還）

1. 受託者の紹介した候補者が委託者に入社後、以下の各号に定める期間内に当該候補者の責に帰すべき事由により退職又は解雇に至った場合、受託者は委託者に対し、以下の各号に定めるとおり人材紹介料を返還する。
 - (1) 入社後 1 か月超～6 か月以内：人材紹介料の 20%相当額
 - (2) 入社後 1 ヶ月以内：人材紹介料の 50%相当額
2. 受託者は、前項により返還すべき人材紹介料を、当該候補者の退職又は解雇日の属する月の翌々月 25 日までに、委託者の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

第 9 条（機密情報の取扱い）

1. 委託者は、受託者が委託者に提供する候補者の個人情報について守秘義務を負う。委託者は、当該個人情報を採用選考の目的の範囲内でのみ使用する旨、候補者等に明らかにするとともに当該個人情報を厳重に管理し、第三者（自己の役員、従業員若しくは業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上守秘義務を負う専門家を除く。以下本条において同じ。）に開示、漏洩し又は使用させてはならず、当該個人情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。なお、受託者は求人条件に関連のない候補者の機微な個人情報（人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況をいう。）については、候補者から収集せず、また委託者に対して開示又は提供しない。
2. 委託者及び受託者は、本契約に関連して相手方（以下、情報を開示した当事者を「開示当事者」といい、開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）から開示を受け又は知り得た相手方の営業上・技術上又はその他一切の業務上の情報（以下「機密情報」という。）について、開示当事者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の遂行以外の目的に使用してはならない。なお、機密情報の開示の方法は、書面、口頭、CD-ROM 等の電磁的媒体等その態様を問わない。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報に含まれない。
 - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 開示当事者から開示された後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
 - (3) 開示当事者が開示を行った時点で既に受領当事者が保有していた情報
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示当事者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報
4. 第 1 項にかかわらず、受領当事者が、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって機密情報の開示を義務付けられた場合、受領当事者は、事前に開示当事者に対してその旨を通知した上で、これを開示することができる。

第 10 条（個人情報の取扱い）

受託者は、本契約に基づいて取り扱う機密情報に個人情報が含まれている場合には、個人情報の保護に関する法律、関連法令及び規範（管轄省庁策定のガイドラインを含む。）に従い、並びに本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲内において個人情報を取り扱うものとし、本契約の目的以外で、これを取り扱ってはならない。

第 11 条（不可抗力）

天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約の履行が困難になったときは、委託者及び受託者で協議の上合意により、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 12 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による同意なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 13 条（再委託）

受託者は、委託者の事前の書面による同意を得た場合に限り、本業務を第三者に再委託することができる。この場合、受託者は、本契約に基づく受託者の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせ、再委託先の責に帰すべき事由により委託者に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して委託者に対して損害を賠償する。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者及び受託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、圧迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 委託者又は受託者は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
4. 本条に基づく本契約の解除は、解除した当事者から解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。
5. 本条に基づく本契約の解除がされた場合、これにより損害が発生した場合であっても、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできない。

第15条（損害賠償）

1. 委託者及び受託者は、本契約上の義務に違反した場合、これに起因して相手方が被った損害、入金がされなかった場合の損失及び弁護士費用等（以下「損害等」という。）を、賠償する。
2. 委託者及び受託者は本契約に違反して損害を与えた場合、故意又は重過失のある場合に限り、その損害を賠償する責任を負う。
3. 本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害につき賠償する責任を負う。
4. 本契約に関して負う損害賠償の額は、受託者が委託者より受領した金額を超えないものとする。

第16条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 委託者又は受託者は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。

- (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき。
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (7) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (8) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - (9) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
 - (10) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき。
 - (11) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。
 - (12) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
3. 前二項に基づいて本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。
 4. 委託者又は受託者のうち第 1 項又は第 2 項により本契約を解除された者は、これにより損害等を被った場合であっても、相手方に対して当該損害等の賠償を請求することはできない。
 5. 委託者又は受託者が、第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合、当事者は当然に本契約及びその他相手方との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、当事者は、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第 17 条（契約期間）

本契約の契約期間は契約締結日より 1 年間とし、委託者又は受託者から更新時期の 1 か月以上前に当事者のいずれからも、相手方に対して契約更新の変更又は解除する旨文書や電磁的記録媒体等による申し入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、さらに 1 年間更新されるものとする。

第 18 条（任意解約）

委託者及び受託者は、相手方に対し、1 か月前までに書面や電磁的記録媒体等による通知を行うことで、本契約を将来に向かって解除することができる。

第 19 条（存続条項）

本契約の終了後にかかわらず、本条、第 8 条（人材紹介料の返還）、第 9 条（機密情報の取扱い）、第 10 条（個人情報の取扱い）、第 13 条（再委託）、第 15 条（損害賠償）、第 20 条（準拠法）及び第 21 条（協議及び管轄裁判所）の規定は、引き続きその効力を有する。ただし、第 9 条（機密情報の取扱い）及び第 10 条（個人情報の取扱い）については、本契約の終了後 1 年間に限り、その効力を有する。

第 20 条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従い解釈される。

第 21 条（協議及び管轄裁判所）

1. 委託者及び受託者は、本契約の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議の上、誠意をもって解決に努める。
2. 委託者及び受託者は、前項の協議により疑義が解決せず、訴訟の必要が生じた場合、本契約に関する委託者受託者間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じ、委託者の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

第 22 条（電磁的措置を講じる取引について）

1. 委託者及び受託者は、委託契約等の締結にあたり、取り交わす書類、契約書につき、委託者及び受託者双方にて書面交付に代えて、電磁的記録による提供を行うこと（以下「電磁的措置を講じること」という。）により委託契約等の締結ができることに合意するものとする。
2. 委託者及び受託者は双方協議して本契約を改定することができる。
3. 委託者及び受託者の一方から、本契約書を終了し、電磁的措置を講じることについて撤回する旨の申し出があった場合は、申出以降、委託契約等の締結は書面交付による手続によるものとする。
4. 委託者及び受託者は、契約書等の提供にあたり電磁的措置を講じる場合、電気通信回線を通じて相手方に契約書等の電磁的記録を送信し相手方の使用する電子計算機に備えられたファイルに契約書等を記録する措置を以下のとおり行う。
 - 1) データの書式は P D F ファイル形式とし、データに係る技術的基準は以下の各号に定める。

- ① 送信するデータには、電子署名をすると共に電子証明書を添付するものとする。
- ② 電子署名は公開鍵暗号方式を採用する。
- 2) 記録保管に係る技術的用件は以下の各号に定める。
 - ① 委託者及び受託者は、電子データを適切に保管する。
- 3) 本条前各項の措置及び内容については、委託者及び受託者で協議の上これを変更することができる。変更の手続は、前項 2 によるものとする。（電磁的措置を講じる委託契約等の手順）
- 5. 委託者及び受託者は各々の所有するシステムから使用するプロバイダのアクセスポイントまでを委託者及び受託者各々の責任範囲とし、問題発生時には双方責任を持って対処する。
- 6. 委託者及び受託者は、各々の電子署名者の暗号鍵を、第三者に知られないように各々の責任において厳重に管理しなければならない。秘匿性が損なわれた場合、その結果に責任を負うものとする。
- 7. 委託者及び受託者は、電子データを重複して送受信するなどのミスを発見した場合、直ちに相手方に連絡しなければならない。
- 8. 委託者及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、本契約当事者双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2023 年 月 日

(委託者)

住 所

会社名

代表者

印

(受託者)

住 所 埼玉県草加市

会社名 株式会社ジョブクロス

代表者 森山 眞之助

印